

令和7年6月16日

島根県 総務事務センター

谷口、岡

TEL 0852-22-6675、5342

NHK放送受信契約の未締結について

1. 経緯

- 他の自治体でカーナビ等に係るNHK放送受信契約の未締結事案について報道されたことを受けて、本県においても調査を実施したところ、公用車のカーナビ等において未契約であることが判明したため、令和7年4月3日に公表
- その後、契約締結に向けたNHKとの確認作業の過程で、一部の所属において、さらに未契約機器があるとの報告を受け、再調査を実施
- 再調査の中で、アンテナ端子に配線接続していないテレビチューナー内蔵のディスプレイ（WEB会議で使用）などについても、使用環境に応じて放送受信契約が必要になることが判明し、更なる未契約機器の存在が判明

2. 未契約の状況

	令和7年4月3日公表台数				令和7年6月判明台数				未契約判明台数合計			
	①	テレビ	カーナビ	その他	②	テレビ	カーナビ	その他	①+②	テレビ	カーナビ	その他
知事部局	144	10	133	1	96	69	26	1	240	79	159	2
企業局	0				2	2			2	2	0	0
病院局	9	7	2		0				9	7	2	0
教育委員会	13	1	12		85	77	1	7	98	78	13	7
うち県立学校	10	1	9		76	72		4	86	73	9	4
警察本部	6		6		6		6		12	0	12	0
計	172	18	153	1	189	148	33	8	361	166	186	9

※その他：ワンセグ携帯、レコーダー等

- 4月3日に公表した未払い額 14,328千円
- 今回、新たに判明した未払い額 24,400千円
- 総未契約額 38,728千円**

3. 原因

- NHK受信料制度について、主に以下の点についての認識が不足していた。
 - 部屋ごとに加えて、自動車ごとにも放送受信契約が必要であること
 - テレビ放送の受信以外の用途で機器を使用する場合であっても、受信機能があるものは、使用環境によって放送受信契約が必要であること
- 例) テレビチューナー内蔵のディスプレイをアンテナ端子のある部屋で使用
(アンテナ端子に配線接続していない場合でも放送受信契約の対象)

- ・特別支援学校においては、NHK の免除基準により受信料が免除され得る機器について、受信契約手続及び免除申請を行っていなかった（6,464 千円）。

4. 対応状況

- ・4月3日に公表した、未契約の受信料（過年度分）については、令和7年3月31日に必要な放送受信契約を締結し、支払を行った。
- ・今回、新たに判明した、未契約の受信料（過年度～令和7年5月分まで）については、令和7年6月13日に必要な放送受信契約の手続を完了。今後、速やかに支払を行う。
- ・令和7年度の受信料は、今回の未契約分を含め適正に事務処理を行う。

5. 再発防止策

- ・法令遵守、適正な事務処理の周知徹底を図る。
- ・カーナビ、ディスプレイ等を購入する際は、業務で必要性がある場合を除き、原則としてテレビ受信機能の付いていないものとする。
- ・特別支援学校においては、児童生徒等の専用に供する機器について免除申請の徹底を図る。

※ 企業局、病院局、教育委員会、警察本部の詳細な状況については、以下にお問い合わせください。

担当	企業局	総務課	渡部	TEL	0852-22-5673
	病院局	県立病院課	高橋	TEL	0853-30-6420
教育委員会					
	(事務局)	総務課	瀧	TEL	0852-22-5407
	(学 校)	学校企画課	森吉	TEL	0852-22-5927
	警察本部	警務部会計課	窪田	TEL	0852-26-0110